

令和2年4月号

# 交通安全テスト

(中学・高校生用)

正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 自転車を運転して、一定の違反行為（危険行為）をして繰り返し検挙されたり、交通事故を起こした場合は、自転車運転者講習の受講を命ぜられる。

- ② 未成年であっても自転車運転者講習の受講命令の対象となるが、中学生・高校生は対象外である。

- ③ スピードを出さずに慎重に運転すれば、ブレーキが壊れている自転車やブレーキを備えていない自転車に乗ってもよい。

- ④ 携帯電話（スマートフォン）を手に持つて通話したり、表示されたゲーム等の画像を見ながら自転車を運転してもよい。

- ⑤ 自転車で走行中、一時停止の標識のある交差点で、左右の安全を確かめ、速度を落として進行した。

# 交 通 安 全 テ ス ト

## 令和2年4月号 解答・解説 (中学・高校生用)

① 自転車を運転して、一定の違反行為（危険行為）をして繰り返し検挙されたり、交通事故を起こした場合は、自転車運転者講習の受講を命ぜられる。【○】

A：違反行為をして繰り返し検挙されたり、違反行為をして繰り返し交通事故を起こしたりすると自転車運転者講習の受講を命ぜられます。

● 道路交通法第108条の3の4（自転車運転者講習の受講命令（抜粋））

公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であって道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるものを反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第108条の2第1項第14号に掲げる講習を受けるべき旨を命ずることができる。

※ 道路交通法第108条の2第1項（講習）

公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

第14号 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習

～政令で定めるもの～

● 道路交通法施行令第41条の3（危険行為）

法第108条の3の4の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

- 1 法第7条（信号機の信号等に従う義務）の規定に違反する行為
- 2 法第8条（通行の禁止等）第1項の規定に違反する行為
- 3 法第9条（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定に違反する行為
- 4 法第17条（通行区分）第1項、第4項又は第6項の規定に違反する行為
- 5 法第17条の2（軽車両の路側帯通行）第2項の規定に違反する行為
- 6 法第33条（踏切の通過）第2項の規定に違反する行為
- 7 法第36条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 8 法第37条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 9 法第37条の2（環状交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 10 法第43条（指定場所における一時停止）の規定に違反する行為
- 11 法第63条の4（普通自転車の歩道通行）第2項の規定に違反する行為
- 12 法第63条の9（自転車の制動装置等）第1項の規定に違反する行為
- 13 法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反する行為（法第117条の2第1号に規定する酒に酔った状態でするものに限る。）
- 14 法第70条（安全運転の義務）の規定に違反する行為

<指導のポイント>



前図に示されている14の違反行為は、自転車運転者講習制度の危険行為として定められています。

② 未成年であっても自転車運転者講習の受講命令の対象となるが、中学生・高校生は対

象外である。【×】

A：中学生も対象となる場合がある。

- 自転車運転者講習の受講命令の対象となるのは14歳以上の者である。
- 14歳以上であれば、中学生も対象となります。

③ スピードを出さずに慎重に運転すれば、ブレーキが壊れている自転車やブレーキを備えていない自転車に乗ってもよい。【×】

A：ブレーキが壊れていれば、ブレーキを備えていない自転車に乗ってはいけない。

- 道路交通法第63条の9第1項（自転車の制動装置等）  
自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

#### 【内閣府令で定める基準】

※ 道路交通法施行規則第9条の3（制動装置）

法第63条の9第1項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲るとおりとする。

第1号 前車輪及び後車輪を制動すること。

第2号 乾燥した平たんな舗装路面において、制動初速度が十キロメートル毎時のとき、制動装置の操作を開始した場所から三メートル以内の距離で円滑に自転車を停止させること。

- 道路交通法第63条の10（自転車の検査等）

##### 第1項

警察官は、前条第1項の内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車と認められる自転車が運転されているときは、当該自転車を停止させ、及び当該自転車の制動装置について検査をすることができる。

##### 第2項

前項の場合において、警察官は、当該自転車の運転者に対し、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要な応急の措置をとることを命じ、また、応急の措置によっては必要な整備をすることができないと認められる自転車については、当該自転車の運転を継続してはならない旨を命ずることができる。

- 交通の方法に関する教則第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得（抜粋））

(2) ブレーキが故障している自転車には乗ってはいけません。また、尾灯、反射器材のない自転車には、夜間乗ってはいけません。なお、反射器材は努めてJISマークの付いたものを使いましょう。

- 交通の方法に関する教則第3章第1節2（自転車の点検（抜粋））

自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があったら整備に出しましょう。また、定期的に自転車安全整備店などへ行って点検や整備をしてもらいましょう。なお、自転車は、努めてTSマーク、JISマーク、BAAマーク、SGマークなどの自転車の車体の安全性を示すマークの付いたものを使いましょう。

(6) ブレーキは、前・後輪ともよく効くか（時速10キロメートルのとき、ブレーキを掛けたから3メートル以内で止まれるか）。

#### <指導のポイント>

ブレーキを備えていない自転車（ピスト自転車等）やブレーキが壊れている自転車で道路を走行すれば違反になります。

自転車に乗る前は必ずブレーキを点検し、故障している場合は自転車に乗っては

いけません。

また、ブレーキを備えていない自転車やブレーキが壊れている自転車を運転することは問題①の自転車運転者講習の受講対象となる危険行為の「12 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転」に該当します。

④ 携帯電話（スマートフォン）を手に持つて通話したり、表示されたゲーム等の画像を見ながら自転車を運転してもよい。【×】

A：携帯電話（スマートフォン）を手に持つて通話したり、表示されたゲームやメール等の画像を見ながら自転車を運転してはいけません。

- 道路交通法第71条（運転者の遵守事項（抜粋））  
車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。  
6 前号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項
  - 大阪府道路交通規則第13条（運転者の遵守事項（抜粋））  
法第71条第6号の規定により車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。  
3 携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。
  - 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））  
自転車に乗る場合は、危険な走り方を避けるとともに、側方や後方の車の動きにも十分注意しましょう。
- (11) 携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での運転や、ヘッドホンの使用などによる周囲の音が十分聞こえないような状態での運転は、不安定になったり、周囲の交通の状況に対する注意が不十分になるのでやめましょう。

＜指導のポイント＞

携帯電話（スマートフォン）を使用しながらの片手運転は安定を失う恐れがあり、また、ゲームやメール等の画像を見ながらの脇見運転は非常に危険ですので、絶対にやめましょう。

また、携帯電話を使用しながら通行して、交通事故を起こした場合には、問題①の自転車運転者講習の受講対象となる危険行為の「14 安全運転義務違反」に該当する場合があります。

⑤ 自転車で走行中、一時停止の標識のある交差点で、左右の安全を確かめ、速度を落として進行した。【×】

A：自転車も止まらなければならない。

- 道路交通法第43条（指定場所における一時停止（抜粋））  
車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前で一時停止しなければならない。
- 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））  
(2) 信号機などによる交通整理の行われていない交差点に入ることは、次のことに注意しましょう。  
ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ 交差点に入るときは、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通りましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

※ 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）

- ・車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- ・自転車は軽車両に分類される。

#### ＜指導のポイント＞

車の仲間である自転車も、一時停止「止まれ」の標識がある交差点では、必ず一時停止しなければなりません。

道路標識のない交差点でも、いきなり飛び出さないで、安全を確かめ速度を落として通りましょう。

また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止して安全を確かめてから進むようにしましょう。

指定場所一時不停止違反は問題①の自転車運転者講習の対象となる危険行為の「10」に該当します。